

○黒部市低入札価格調査制度実施要領

平成30年 8月27日

黒部市告示第109号

改正 令和3年3月29日告示第22号

令和3年3月31日告示第39号

令和5年10月2日告示第79号

(趣旨)

第1条 この要領は、低入札価格調査（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（同令第167条の13においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて行う調査をいう。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる入札)

第2条 対象となる入札は、予定価格が5,000万円を超える工事の入札及び総合評価方式による入札を対象とする。ただし、次に掲げる工事の入札については、予定価格設定権者が必要と認める場合を除き、対象としない。

(1) 区画線、道路標識、道路照明、道路反射鏡、防護柵工事

(2) 地下構造物を伴わない建物の解体工事

(調査基準価格)

第3条 適用工事の入札に当たり、予定価格設定権者は、予定価格の他に、相手方となるべき者の入札する価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合の価格（以下「調査基準価格」という。）を定め、予定価格調書にその価格を記載する。

2 調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となる次の表の左欄に掲げる費用に同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、当該合計額が、

予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（以下「上限額」という。）を超える場合は上限額を、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（以下「下限額」という。）に満たない場合は下限額を調査基準価格とする。

直接工事費	100分の97
共通仮設費	100分の90
現場管理費	100分の90
一般管理費	100分の68

（令3告示22・令5告示79・一部改正）

3 特別なものについては、前項の算定方法にかかわらず予定価格に10分の7.5を乗じて得た額から予定価格に10分の9.2を乗じて得た額までの範囲内で決裁権者が適宜定める。

（令5告示79・一部改正）

（入札参加者への周知）

第4条 適用工事の指名通知書又は入札公告に、調査基準価格を設けたことを明記する。

（失格基準価格）

第5条 予定価格の制限の範囲内で、かつ、調査基準価格に満たない価格をもって入札をした者（以下「失格基準価格算定対象者」という。）がある場合は、失格基準価格算定対象者（失格基準価格算定対象者が3者に満たない場合は、入札参加者のうち、申込みに係る価格（以下「入札価格」という。）が低い者から順に3者）の入札価格を平均した額に10分の9を乗じて得た額（1円未満切捨て）を失格基準価格（以下「相対的基準価格」という。）として設定する。

2 失格基準価格算定対象者のうち、入札価格が相対的基準価格に満たない者は、失格とする。ただし、当該者の入札価格が、予定価格の算定の基礎となった次の表の左欄に掲げる費用に同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額の合計額（以下「絶対的基準価格」という。）以上となる場合は、この限りでない。

純工事費（直接工事費及び共通仮設費の計）	100分の85
現場管理費	100分の90

(令5告示79・一部改正)

3 前項の規定にかかわらず、第1項に規定する入札価格を平均した額を算定できない場合においては、失格基準価格算定対象者のうち、入札価格が絶対的基準価格に満たない者は、失格とする。

4 前3項までの規定は、工場生産品等（納品時に仕様を満たすことの検査を行うこと等により、品質が確保されるものと認められるものに限る。）の設計額が直接工事費の10分の7に相当する額を超える場合には、適用しない。

(落札者の決定の保留)

第6条 入札執行者は、入札の結果、失格基準価格算定対象者（第5条第2項又は同条第3項の規定により失格となった者（以下「失格者」という。）を除く。）がある場合は、落札者の決定を保留する。

(調査の実施)

第7条 調査基準価格を下回る入札があった場合には、失格者を除き、下記のとおり調査を行うものとする。

(1) 調査担当者

契約課担当者及び適用工事の設計担当者とする。

(2) 調査の方法

調査担当者は、失格基準価格算定対象者（失格者を除く。）のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）が落札者とされた場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを具体的に判断するため、次号に定める項目について、最低価格入札者からの事情聴取、関係機関への照会等により調査を行い、その結果及び意見を記載した低入札価格調査書（様式第1号の1）を作成する。この場合において、同価の入札をした最低価格入札者が2者以上あるときは、これらの者のくじによって調査の対象者を決定するものとする。

(3) 調査項目

ア 当該価格により入札した理由（「入札価格の積算内訳書」に対応する明細書を徴する。）

- イ 当該工事の施工場所付近における手持ち工事の状況
- ウ 当該工事に関連する手持ち工事の状況
- エ 当該工事の施工場所と入札者の事業所、資機材保管場所等との関連（地理的条件）
- オ 手持ち資材の状況
- カ 資材の購入先及び購入先と入札者との関係
- キ 手持ち機械及び設備の状況
- ク 労務者の具体的な供給の見通し
- ケ 第1次下請契約予定者名及びその契約予定金額
- コ 配置予定の技術者（必要に応じ施工体制台帳案及び施工体系図案を提出させる。）
- サ 建設資材の分別解体及び搬出についての計画
- シ 過去に施工した公共工事名及び発注者
- ス シのうち市が発注した工事についての工事成績
- セ 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会による。）
- ソ 信用状況（建設業法違反の有無、賃金支払の状況、下請代金の支払状況等）
- タ その他調査担当者が必要と認める事項

#### (4) 調査における最低価格入札者の責務

最低価格入札者は、第2号の事情聴取のため入札価格調査票（様式第1号の2から様式第1号の4）及び「入札価格の積算内訳書」に対応する明細書を、調査担当者から依頼があった日の翌日から起算して3日以内（黒部市の休日定める条例（平成18年黒部市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く。）に提出しなければならない。なお、最低価格入札者が、この提出期限を守らなかった場合は、当該入札を無効とし、不誠実な行為として指名停止するものとする。

（低入札価格審査会の審査及び意見の表示）

第8条 契約担当課長は、低入札価格調査書を第12条に定める低入札価格審査会に提出し、その意見を求めるものとする。ただし、調査基準価格に満たない入札で

あって、直接工事費を上回るものについては、調査担当者が行う低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認める場合には、意見を求めないことができるものとする。

2 低入札価格審査会は、契約担当課長から意見を求められたときは、必要な審査をし、意見を表示するものとする。

(落札者の決定)

第9条 契約担当課長は、低入札価格審査会の表示した意見に基づき、最低価格入札者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、最低価格入札者を落札者とする。このとき、確約書(様式第2号)の提出が必要と認められた場合においては、確約書の提出を求めるものとする。

2 契約担当課長は、低入札価格審査会の表示した意見に基づき、最低価格入札者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、最低価格入札者を落札者とせず、最低価格入札者の次に低い価格をもって入札をした者(以下「次順位者」という。)を落札者とする。

3 前項に規定する場合において、次順位者が失格基準価格算定対象者であるときは、第7条及び第8条並びに第1項の規定による手続(次項において「落札者決定手続」という。)を経て、落札者とするかどうかを決定するものとする。

4 前項の規定による落札者決定手続を経た結果、次順位者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、次順位者の次に低い価格をもって入札をした者(失格基準価格算定対象者に限る。)から順に、落札者決定手続を経て、落札者を決定するものとする。

5 契約担当課長は、前条第1項ただし書の場合において、当該失格基準価格算定対象者を落札者とするときは、低入札価格審査会に報告するものとする。

(入札参加者への通知)

第10条 契約担当課長は、前条の規定により落札者を決定したときは、落札者の商号又は名称及び落札金額を公表するとともに、落札者に対しては、落札決定通知書で通知するものとする。

(調査基準価格等の公表)

第11条 調査基準価格は、落札者の決定後、公表するものとする。

2 契約担当課長は、第9条第2項から同条第4項までの規定により最低価格入札者を落札者としなかったときは、審査結果概要書（様式第3号）により審査の結果の概要を公表するものとする。

（低入札価格審査会の設置）

第12条 第8条第2項に規定する審査を行うため、低入札価格審査会を設置する。

2 低入札価格審査会は、副市長、総務管理部長、工事設計担当部長、財政課長及び工事設計担当課長並びに会長が指定する職にある者で構成し、会長は副市長をもって充てる。

（令3告示39・一部改正）

（調査期間等における入札価格の制限）

第13条 最低価格入札者又は第9条第3項若しくは第4項に規定する失格基準価格算定対象者は、当該入札の落札者とするかどうかを決定するまでの間、工事種類にかかわらず他の工事において低入札価格調査の対象者となること及び調査基準価格を下回る価格で入札を行うことはできない。

2 調査を経て落札者となった者は、当該工事の引渡し日までの間、工事種類にかかわらず他の工事において低入札価格調査の対象者となること及び調査基準価格を下回る価格で入札を行うことはできない。ただし、落札者の責によらない事由により当該工事の工期を延長したときは、あらかじめ公告、仕様書により工期の延長が明示されていた場合を除き、当初に予定していた工事完成期限を引渡し日とみなすものとする。

3 前2項に規定する者が、他の工事において低入札価格調査の対象者となる場合及び調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合、その者の入札を無効とする。

4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事については、第1項又は第2項に規定する者が行った調査基準価格を下回る価格での入札を無効としないことができる。この場合、その旨を入札公告又は指名通知書に記載するものとする。

(1) 第5条第4項の規定により失格基準価格を適用しない工事

(2) 前号のほか黒部市建設業者選考委員会が認めた工事

5 同一開札日に1者が2以上の案件において、調査基準価格を下回る入札をした

場合は、建設業法別表第一に掲げる工事種類の順番で予定価格の高いものから低入札価格調査の対象者を決定する。

- 6 第1項又は第2項に該当する者に対して、制限する期間の通知（様式第4号の1又は2）を行う。
- 7 第2項ただし書に該当する者に対して、制限する期間を変更する通知（様式第5号）を行う。
- 8 第1項又は第2項に規定する者が共同企業体である場合、各構成員について各項の規定を適用する。
- 9 前各項の規定の対象となる工事は、黒部市が入札公告又は指名通知する全ての工事とする。

（調査基準価格を下回る価格で入札した者との契約）

第14条 調査基準価格を下回る価格で入札した者と契約を締結する場合には、次に掲げる対応を行うものとする。

- (1) 黒部市条件付き一般競争入札施行要領（平成27年黒部市告示第77号）、黒部市公共工事総合評価方式試行要領（平成19年黒部市告示第54号）で定める配置技術者の条件を満たさなければならない。なお、条件をみたすことができず、落札候補者としての資格を辞退する場合は、当該入札を無効とし、不誠実な行為として指名停止するものとする。
- (2) 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリングを行う。
- (3) 監督業務の頻度を高めるなど、監督業務を強化する。
- (4) 検査業務を強化し、中間検査を1回以上実施する。

（細則）

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成30年10月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知する工事の入札から適用する。ただし、施行の前日に入札公告又は指名通知した入札については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月29日告示第22号）

この告示は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知す

る工事の入札から適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日告示第 39 号）

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 10 月 2 日告示第 79 号）

この告示は、令和 5 年 10 月 16 日から施行する。

様式第1号の1 (第7条関係)

低入札価格調査書

調査担当者 契約担当課

設計担当課

調査書作成日

入札番号		業種		開札日		
工事名						
工事概要						
工事場所	地内			工期		
最低価格入札者				ランク		
最低入札価格			直接工事費			
調査基準価格			予定価格			
相対的基準価格			絶対的基準価格			
調査結果	①当該価格により入札した理由 (なぜ安価で施工できるのか)					
	②資材、機械の調達及び労務者の具体的な供給見通し					
	③経営状況					
	④その他			市の工事实績		
				年度	指名・参加等	契約
(意見)						

様式第1号の2 (第7条関係)

入札価格調査票

提出日

代表者 住所  
 名称  
 代表者名

工事名

ア	当該価格により入札した理由(※1) (なぜ安価で施工できるのか)						
イ	資材の状況						
ウ	労務者の具体的な供給見通し						
エ	手持工事の状況	発注者	工事名 (元請・下請)	契約金額 (千円)	工期	担当技術者名	
オ	第1次下請契約予定者及びその契約予定金額(※2)	下請予定会社		下請工事内容		契約予定金額	
カ	配置予定技術者	※契約金額により、様式第1号の3又は様式第1号の4に記載					
キ	過去に施工した公共工事及び発注者(※3)	区分	発注者	工事名 (元請・下請)	契約金額 (千円)	工期	担当技術者名
記入要領 ※ 1 労務費、手持工事の状況、当該工事場所と事務所・倉庫との関係、手持資材の状況、手持機械の状況、下請け会社等の協力等の面から記載すること。 ※ 2 予定している下請会社の社印のある下請負契約見積書等の積算証拠を添付すること。 ※ 3 過去に施工した公共工事のうち、低入札価格調査の対象となったものには、区分欄に◎を付けること。 ※ 4 この調査票と「入札価格の積算内訳書(入札時のもの)」に対応する明細書(金抜き設計書と同項目によるもの)を市から依頼があった日の翌日から起算して3日以内(土、日、祝日を除く)に提出すること。提出期限を過ぎた場合は、当該入札を無効とし、指名停止とする。							

様式第1号の3（第7条関係）

建設業法で技術者の専任配置が義務付けられていない契約金額が3,500万円未満（建築一式工事にあつては7,000万円未満）の工事の配置予定技術者

代表者 住所  
名称  
代表者名 印

《低入札のため専任で配置する技術者》

区分	(ふりがな) 氏名	採用年月日	資格	取得年月日	免許番号 交付番号
主任技術者					
監理技術者					

(注意事項)

- (1) 一般競争入札の場合は、この工事の配置予定技術者調書に記載した技術者を記載すること。原則として、この工事の入札参加資格の要件を満たすことができないことを理由に、配置予定技術者調書に記載した技術者以外の者への変更は認めない。  
指名競争入札の場合は、この工事に専任で配置する技術者を記載すること。
- (2) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置することができず、落札候補者としての資格を辞退する場合は、指名停止とする。
- (3) 配置を予定している主任技術者又は監理技術者は、入札参加申請書の申請日（指名競争入札の場合は、入札執行日）以前90日以上直接的かつ恒常的な雇用関係のある者であることを証明する健康保険証等の写し、必要な資格を有することを証明する書面の写しを提出すること。  
※在籍出向者、派遣社員は、直接的な雇用関係にあるとはいえないので、主任技術者又は監理技術者とすることはできない。
- (4) 「資格」の欄には、「一級土木施工管理技士」、「一級建築士」や「管理技術者資格者」等の資格の名称を記載すること。
- (5) 上記に記載した主任技術者及び監理技術者は、死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ない場合以外の理由による変更は認めない。

様式第1号の4（第7条関係）

建設業法で技術者の専任配置が義務付けられていない契約金額が3,500万円以上（建築一式工事にあつては7,000万円以上）の工事の配置予定技術者

代表者 住所  
 名称  
 代表者名 印

1 入札時に専任配置を予定していた技術者（建設業法上の専任配置技術者）

区分	(ふりがな) 氏名	採用年月日	資格	取得年月日	免許番号 交付番号
主任技術者					
監理技術者					

2 低入札のため専任で配置する2人目の技術者（低入札に伴う追加専任技術者）

区分	(ふりがな) 氏名	採用年月日	資格	取得年月日	免許番号 交付番号
担当技術者 (低入札に伴う 追加専任技術 者)					

(注意事項)

- (1) 1には、一般競争入札の場合は、この工事の配置予定技術者調書に記載した技術者を記載すること。  
 この工事の入札参加資格の要件を満たすことができないことを理由に、配置予定技術者調書に記載した技術者以外の者への変更は認めない。  
 指名競争入札の場合は、この工事ですべての予定している下請契約の請負代金額に基づき、主任技術者又は監理技術者の資格を有する技術者を記載すること。
- (2) 2には、一般競争入札の場合は、この工事の配置予定技術者調書に記載した技術者とは別に、この工事の入札参加資格の要件を満たす同等の技術者を1人記載すること。  
 指名競争入札の場合は、1に記載した技術者とは別に同等の技術者を1人記載すること。  
 また、調査基準価格を下回る入札をした者が共同企業体の場合は、この工事の入札参加資格の「代表構成員の要件」を満たす同等の技術者を構成員のいずれかから1人選出し記載すること
- (3) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置することができず、落札候補者としての資格を辞退する場合は、指名停止とする。
- (4) 配置を予定している主任技術者又は監理技術者は、入札参加申請書の申請日（指名競争入札の場合は、入札執行日）以前90日以上直接的かつ恒常的な雇用関係のある者であることを証明する健康保険証等の写し、必要な資格を有することを証明する書面の写しを提出すること。  
 ※在籍出向者、派遣社員は、直接的な雇用関係にあるとはいえないので、主任技術者又は監理技術者とすることはできない。
- (5) 「資格」の欄には、「一級土木施工管理技士」、「一級建築士」や「管理技術者資格者」等の資格の名称を記載すること。
- (6) 上記に記載した主任技術者及び監理技術者は、死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ない場合以外の理由による変更は認めない。

様式第2号の1（第9条関係）

## 確 約 書

黒部市長 あて

\_\_\_\_\_工事の施工にあたり、設計図書を十分理解し、富山県  
土木工事共通仕様書、関係法規、指針に基づき出来高品質管理及び施工管理を行います。

特に工事中の仮設工・現場管理及び安全管理に配慮して最良の工事を目標として施工いたします。

また、施工体制台帳を提出し、必要に応じてその内容のヒアリングを受けることに協力します。

工事の実施にあたっては、実施施工日程の詳細を監督員に随時報告し、中間検査を受けます。

また、中間検査には全面的に協力します。

年 月 日

施 工 者

㊟

現場代理人

㊟

様式第2号の2（第9条関係）

## 確 約 書

黒部市長 あて

\_\_\_\_\_工事の施工にあたり、設計図書を十分理解し、国土交通大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書、関係法規、指針に基づき出来高品質管理及び施工管理を行います。

特に工事中の仮設工・現場管理及び安全管理に配慮して最良の工事を目標として施工いたします。

また、施工体制台帳を提出し、必要に応じてその内容のヒアリングを受けることに協力します。

工事の実施にあたっては、実施施工日程の詳細を監督員に随時報告し、中間検査を受けます。

また、中間検査には全面的に協力します。

年 月 日

施 工 者

㊞

現場代理人

㊞

様式第3号（第11条関係）

低入札価格の審査結果

審査日 年 月 日

入札番号	第 号
工事名	
工事場所	黒部市 地内
最低価格入札者	
最低入札金額	円(税抜き)
予定価格	円(税抜き)
(意見)	
(審査結果)	

様式第4号の1（第13条関係）

年 月 日

様

黒部市長  
(公印省略)

調査基準価格を下回る価格での入札の制限について(通知)

貴者は、下記の工事において調査基準価格を下回る価格で入札し、低入札価格調査対象者となりました。

つきましては、黒部市低入札価格調査制度実施要領第13条第1項の規定により、次の期間、工事種別にかかわらず黒部市及び黒部市民病院が発注する他の工事において、低入札価格調査の対象者となること及び調査基準価格を下回る価格で入札を行うことはできませんので通知します。

記

1 工事名

2 制限期間 自 年 月 日  
至 落札決定日

制限期間中に、他の工事において低入札価格調査の対象となる場合及び調査基準価格を下回る価格で入札した場合は、その入札を無効とします。

調査の結果、落札者とならなかった場合は、その決定の翌日以降から制限がなくなります。

(担当)

TEL 0765-54-2111

様式第4号の2（第13条関係）

年 月 日

様

黒部市長  
(公印省略)

### 調査基準価格を下回る価格での入札の制限について(通知)

貴者は、下記の工事において落札者となりました。

つきましては、黒部市低入札価格調査制度実施要領第13条第2項の規定により、次の期間、工事種別にかかわらず黒部市及び黒部市民病院が発注する他の工事において、低入札価格調査の対象者となること及び調査基準価格を下回る価格で入札を行うことはできませんので通知します。

#### 記

1 工事名

2 制限期間 自 年 月 日  
至 工事引渡し日

制限期間中に、他の工事において低入札価格調査の対象となる場合及び調査基準価格を下回る価格で入札した場合は、その入札を無効とします。

工事検査日の翌日以降から、制限がなくなります。

(担当)

TEL 0765-54-2111

様式第5号（第13条関係）

年 月 日

様

黒部市長  
(公印省略)

調査基準価格を下回る価格での入札の制限期間の変更について(通知)

貴者の入札価格の制限期間を下記のとおり変更しましたので、黒部市低入札価格調査制度実施要領第13条第7項の規定により通知します。

なお、入札価格の制限期間の終了後においても、同要領第14条の規定は、当該工事の引渡し日までは適用されますので、ご注意ください。

記

1 工事名

2 制限期間	自	年	月	日
	変更前 至	工事引渡し日		
	変更後 至	年	月	日

(担当)

TEL 0765-54-2111

様式第1号の1（第7条関係）

様式第1号の2（第7条関係）

様式第1号の3（第7条関係）

様式第1号の4（第7条関係）

様式第2号の1（第9条関係）

様式第2号の2（第9条関係）

様式第3号（第11条関係）

様式第4号の1（第13条関係）

様式第4号の2（第13条関係）

様式第5号（第13条関係）